

調査の概要・用語の解説

1 2005年農林業センサスの概要

(1) 調査の目的

2005年農林業センサスは、農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

(2) 調査の沿革

我が国の農林業センサスは、国連食糧農業機関（FAO）が提唱する「1950年世界農業センサス要綱」に即して昭和25年に始まった（林業センサスは昭和35年から実施）。

その後「経済統計に関する国際条約」に基づき、10年ごとに世界農林業センサスとして実施するとともに、その中間年次に我が国独自の立場で農業センサスを実施してきた。

2005年農林業センサスの実施に当たっては、調査体系、調査対象の概念・定義、調査内容について抜本的な見直しが行われ、農林業経営に関する調査については、従来の農業に関する三つの調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）と林業に関する三つの調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体調査）を統合し、「農林業経営体調査」として一本化するとともに、農業、林業双方の基本計画の見直しに合わせ、林業も含めて5年周期で調査を実施することとした。

また、農山村地域に関する調査については、従来の二つの調査（農業集落調査、林業地域調査）を統合して「農山村地域調査」とし、同じく5年周期で調査を実施することとした。

(3) 調査方法

ア 「農林業経営体調査」は、農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査としている。

イ 「農山村地域調査」は、農林水産省 - 地方統計組織の実施系統で行う職員調査で、市区町村、農業集落に対する面接聞き取り調査としている。

(4) 調査対象

ア 「農林業経営体調査」においては、規定（2 用語の解説の「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体を対象としている。

イ 「農山村地域調査」においては、全ての市区町村及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落を対象としている。

(5) 調査期日

平成17年2月1日現在（沖縄県は、平成16年12月1日現在）で実施した。

(6) 数値について

ア この結果概要の数値は確定値である。

イ 統計値については各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

ウ 表中に用いた記号は以下のとおりである。

「 - 」	調査は行ったが、事実でないもの
「 」	減少したもの
「 X 」	秘密保護上数値を公表しないもの

2 用語の解説（「農林業経営体調査」に関するもの）

農林業経営体 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

露地野菜作付面積	15 アール
施設野菜栽培面積	350 平方メートル
果樹栽培面積	10 アール
露地花き栽培面積	10 アール
施設花き栽培面積	250 平方メートル
搾乳牛飼養頭数	1 頭
肥育牛飼養頭数	1 頭
豚飼養頭数	15 頭
採卵鶏飼養羽数	150 羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
その他	調査期日前1年間における農業生産物の 総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

農業経営体 上記「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

個人経営体（農家・林家） 上記「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まない。）

法人経営体 上記「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。（一戸一法人を含む。）

農業経営体の 上記「農業経営体」のうち、個人経営体（農家）及び法人経営体のうちの一戸

うち家族経営	一法人をいう。
林業経営体	上記「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。
有限会社	有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。
合名・合資会社	商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織が該当する。
森林組合	森林組合法に基づき、組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社（第3セクター）もここに含める。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。
経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。

耕作放棄地面積	<p>所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。</p> <p>転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない</p>
不作付面積	<p>経営耕地のうち、過去1年間は全く作付けしなかったが、再び作付けする考えのある耕地面積をいう。</p>
農家	<p>平成17年2月1日現在（沖縄県にあっては、平成16年12月1日現在）の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。</p>
販売農家	<p>経営耕地面積が30アール以上、又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。</p>
自給的農家	<p>経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。</p>
主副業別分類	<p>農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995年農林業センサスから採用した。</p>
主業農家	<p>農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。</p>
準主業農家	<p>農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。</p>
副業的農家	<p>65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。</p>
農業専従者	<p>調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。</p>
専業農家	<p>世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。</p>
兼業農家	<p>世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。</p>
第1種兼業農家	<p>農業所得を主とする兼業農家をいう。</p>
第2種兼業農家	<p>農業所得を従とする兼業農家をいう。</p>
土地持ち非農家	<p>農家以外で耕地又は耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。</p>

連絡先：北海道企画振興部地域振興・計画局
統計課 経済統計グループ

電話（代表） 011(231)4111 内線 23-687
（直通） 011(204)5145